

議案第 4 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和４６年君津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項中「第４４項、第４５項」を「第４３項、第４４項」に、「第４８項」を「第４７項」に改める。

附則第２０項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改める。

附則第２１項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 13～14 省略 15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合) 20 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合) 21 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 13～14 省略 15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合) 20 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合) 21 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。